

第 12 次鳥獣保護管理事業計画検討会設置要領

(目的)

第 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、環境省が示した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に従い、科学的データに基づき、学識経験者等の意見を踏まえ、関係機関との連携を図りながら、法第 4 条第 1 項により愛知県が定める「第 12 次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日）」を策定するため、第 12 次鳥獣保護管理事業計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討内容)

第 2 第 12 次鳥獣保護管理事業計画に定める法第 4 条第 2 項に掲げる事項について検討を行う。

(組織)

第 3

- 1 検討会の構成員は、学識経験者、鳥獣の専門家、狩猟団体、農林業団体、関係行政機関から選定するものとする。
- 2 構成員は別表のとおりとする。

(座長)

第 4 検討会の座長は構成員の互選によって選出するものとする。

(庶務)

第 5 検討会の運営に関する事務は自然環境課において担当する。

附則 この要領は平成 28 年 12 月 1 日から施行する

第 12 次鳥獣保護管理事業計画検討会構成員

	所 属	職 名	氏 名
委 員	愛知県森林組合連合会	参 事	安藤 幸志
	環境省 中部地方環境事務所 野生生物課	課 長	酒向 貴子
	元名古屋大学大学院	教 授	織田 銑一
	(一社)愛知県猟友会	会 長	佐藤 勝彦
	愛知学院大学歯学部	講 師	子安 和弘
	全国密猟対策連絡会	実行委員	佐藤 武男
	愛知県農業協同組合中央会 地域振興部	部 長	村上 光男